

一般社団法人兵庫県設備設計事務所協会

定 款

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県設備設計事務所協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、建築設備が人々の生活に与える多大な影響にかんがみ、次の項目を達成することを目的とする。

- (1) 建築設備は、自然環境の安全に配慮し快適な室内環境を創造し社会の利便と能率の向上と経済性に寄与するものとする。
- (2) 建築設備の設計に携わる技術者は、社会規範に照らして辱かしむことの無きよう品位、行動に対し常に自己喚起を心掛ける。
- (3) 一般社団法人兵庫県設備設計事務所協会に属する会員は、知識及び技術力の向上に励み、一般社団法人兵庫県設備設計事務所協会は会員相互間の資料の提供及び融和に努める。
- (4) 一般社団法人兵庫県設備設計事務所協会は、会員の社会的地位及び経済的向上の為の施策を立案し、実現に向かって行動する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の連絡、交流のための会報、名簿等の発行の事業
- (2) 会員間の相互扶助、支援、親睦のための事業
- (3) 関係諸団体との協力関係を増進するための事業
- (4) 前各号の事業の他、当法人の目的を達成するために相当と認められる事業

2 前項の事業は、兵庫県内において行うものとする。

## 第2章 社員・会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員・会員の資格取得)

第6条 本会の会員資格は、次の2種とし、本条に定める正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 兵庫県内で設備設計の業務を行う個人又は法人等
- 二 賛助会員 本会に賛同するメーカー及び商社等

(入会)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、正会員1名の推薦を得て、第8条に定める入会金を添え入会申込み書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、正会員1名の推薦を得て、第8条に定める入会金を添え入会申込み書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の負担)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 退会については、次のとおりとする。

一 会員が退会しようとする場合は、会費を完納したうえ別に定める退会届を本会に提出しなければならない。

二 会員は次の場合、退会したものとする。

イ) 正会員の資格を失ったとき。

ロ) 会員本人が、死亡したとき。

ハ) 第10条の規定により、除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 四 半年以上会費を滞納したとき。
- 五 除名されたとき。
- 六 総社員が同意したとき。

(復権)

第12条 除名された者が、再び入会しようとする場合は、第7条の手続きを執り、復権することができる。但し、除名後1年以上経過した者とする。

(入会金の返還)

第13条 会員が、除名・退会・その他の事由により、会員の資格を失った場合は、既に納めた入会金及び、会費の返還をしないものとする。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会を必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第22条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第24条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上10名以内
- 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この選定において、再任は妨げないものとする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業

務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第30条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合においては、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために必要となる費用について支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、

その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第33条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第33条の責任の免除

(開催)

第36条 通常理事会は、毎年定期に、年1回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第47条 当法人は、剰余金の分配することができない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第51条 本協会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事会の議決を経て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 附則

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第54条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 安堂渉 明渡篤 有田雅樹 婦木徹 長谷川正美 上林誠 西本淳  
設立時代表理事 安堂渉  
設立時監事 稲月明彦 川上庄二

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 神戸市灘区箕岡通3丁目3番25号103号室  
設立時社員 安堂 渉

住所 神戸市西区秋葉台一丁目25番地の8  
設立時社員 有限会社設備設計AKEDO 代表取締役 明渡篤

住所 明石市林3丁目15番45号  
設立時社員 有田 雅樹

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2 本協会運営上の細かい取り決めについては内規を設けて、これを運営するものとする。内規は、代表理事が理事会の議決を経て改廃することができるものとする。

以上、一般社団法人兵庫県設備設計事務所協会を設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 岩城 真之 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年4月25日

住所 神戸市灘区箕岡通3丁目3番25号103号室

設立時社員 安堂 渉

住所 神戸市西区秋葉台一丁目25番地の8

設立時社員 有限会社設備設計AKEDO 代表取締役 明渡篤

住所 明石市林3丁目15番45号

設立時社員 有田 雅樹

定款作成代理人 兵庫県伊丹市西台二丁目4番21号 宏榮ビル1F

司法書士 岩城 真之